



[様式第3号]

資料提供年月日	令和5年3月1日	
問い合わせ先	課名	監査事務局
	電話	直通 803-1552 内線 4564, 4567
担当者	職名・氏名	課長 吉川 乃
	職名・氏名	課長 山野井 一喜

## 広 報 連 絡

### 1 件 名

工事監査の結果及び指摘事項に対する改善措置状況を公表しました

### 2 概 要

#### (1) 随時監査（工事監査）の結果について

##### ① 監査の対象工事

岡山市南区備蓄倉庫新築工事ほか3工事

##### ② 監査の期間

令和4年11月1日から令和4年12月28日まで

##### ③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

#### (2) 指摘事項に対する改善措置状況について

##### ① 令和4年9, 10月実施定期監査分（市民生活局市民生活部生活安全課）

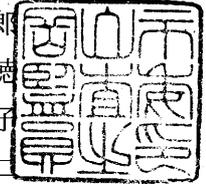


岡山市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（工事監査）の結果に関する報告  
について、同条第9項の規定により公表する。

令和5年2月28日

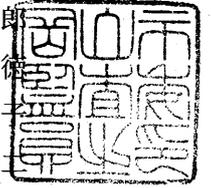
岡山市監査委員	重	松	浩二
同	土	居	幸
同	中	原	淑
同	吉	本	賢





岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松 浩二  
同 土居 幸徳  
同 中原 淑子  
同 吉本 賢一



### 随時監査（工事監査）の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査（工事監査）の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

#### 記

1 監査対象工事  
別表のとおり

2 監査の実施場所及び期間  
監査委員室  
令和4年11月1日から令和4年12月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和4年度において施工の建設工事のうち、別表の建築工事2件及び土木工事2件を抽出して、工事の計画、設計、積算、契約、施工等における技術的事項等の実施状況について、岡山市監査基準に準拠して関係書類の確認、質問、リモート会議等により監査を実施した。

なお、実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士2人の協力を得て監査を行った。

4 監査の結果

工事の計画、設計、積算、契約、施工等について監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

その他については、改善済みのもの及び対応方法を指導した軽易な事項はあったものの、おおむね適正に行われていた。

なお、改善済みのもの及び対応方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(1) 岡山市南区備蓄倉庫新築工事

ア 当該工事における内部統制について

当該工事の設計段階において、内部統制が十分機能しておらず、工事数量総括表と設計図の確認が不十分であったため、鉄筋に関する両者の整合性がとれていないまま工事発注した結果、最終実施数量が設計時から大幅に増加していることが認められた。

当該工事については、改めて設計書や設計図等を十分精査した上で、安全かつ適正な施工に努められたい。

なお、今後、公共工事の実施に当たっては、設計書、設計図等の確認を十分に行い、契約、施工管理、検査等、完成に至るまで、内部統制機能を発揮して、適正な管理、監督を行うよう努められたい。

(別表)

監査対象工事

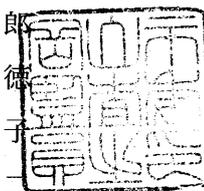
工種	所管課	工事名・契約金額・工期
建築	都市整備局 住宅・建築部 公共建築課	岡山市南区備蓄倉庫新築工事 168,652,000円 令和4年7月4日～令和5年3月31日
建築	都市整備局 住宅・建築部 公共建築課	たけべの森公園バーベキューガーデン施設改築工事 46,417,800円 令和4年8月17日～令和5年2月17日
土木	都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課	北長瀬未来ふれあい総合公園遊具設置工事(4-1) 19,852,800円 令和4年8月18日～令和5年2月28日
土木	水道局 配水部 西管路整備課	いずみ町線φ300mm配水管布設工事 91,630,000円 令和4年5月23日～令和5年3月31日

岡山市監査委員公表第9号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年2月28日

岡山市監査委員	重	松	浩二
同	土	居	幸徳
同	中	原	淑子
同	吉	本	賢一





岡生安第 731号  
令和5年2月14日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和4年9、10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



## 定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和4年9、10月実施分）

生活安全課

## 指摘事項1

令和4年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、墓地管理手数料において291万円余（収納率1.4%）認められました。

今後とも、この解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

## 改善措置状況

ご指摘を踏まえ、墓地管理手数料については、9月に遅れていた滞納繰越分の歳入調定を行ったほか、滞納繰越分の催告書を送付するとともに、電話交渉を行う等収納に努めております。また連絡のつかなくなった墓地使用者の居所等を調査し、死亡している場合は親族等に墓地の承継を指導するなど、今後も使用者の状況を正確に把握し適切な債権管理を行ってまいります。

現年度分についても、納期までに納付がないときは、速やかに督促状を送付するほか、今後も引き続き電話交渉等を行い、滞納繰越を生じさせないように努めてまいります。

## 【参考】

（令和4年7月31日現在）

節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
墓地管理手数料 （滞納繰越分）	円 2,956,970	円 41,250	円 2,915,720	% 1.4

（令和5年1月31日現在）

節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
墓地管理手数料 （滞納繰越分）	円 2,903,490	円 509,990	円 2,393,500	% 17.6

\* 令和5年1月31時点の滞納繰越分の調定額が令和4年7月31日時点の額より減額しているのは、墓地の返還により管理料額が変更になったことによるものです。

## 指摘事項2

用地使用料の賦課及び墓地管理手数料（滞納繰越分）の調定について未処理のものがあるなど、債権管理に不備が認められましたので、適正な債権管理を行ってください。

## 改善措置状況

ご指摘を踏まえ、行政財産の使用許可（用地使用料）、墓地管理手数料の債権管理については、事務処理マニュアルに事務処理期日を明記するよう改めたほか、行政財産使用許可事務処理要領、債権管理マニュアル等を参考に墓地管理手数料債権管理マニュアルの改正を行いました。

また、賦課が遅れていた用地使用料228,782円については、全件の徴収が完了しました。

なお、事務処理に当たっては、今後同様の事態が生じないように、修正した事務処理マニュアルを課内で周知し手順を遵守させるとともに、新たに進捗状況確認表を作成し課内で共有することとし、課長をはじめとする管理職が各事務の進捗状況のチェック・フォローを行えるように改めました。